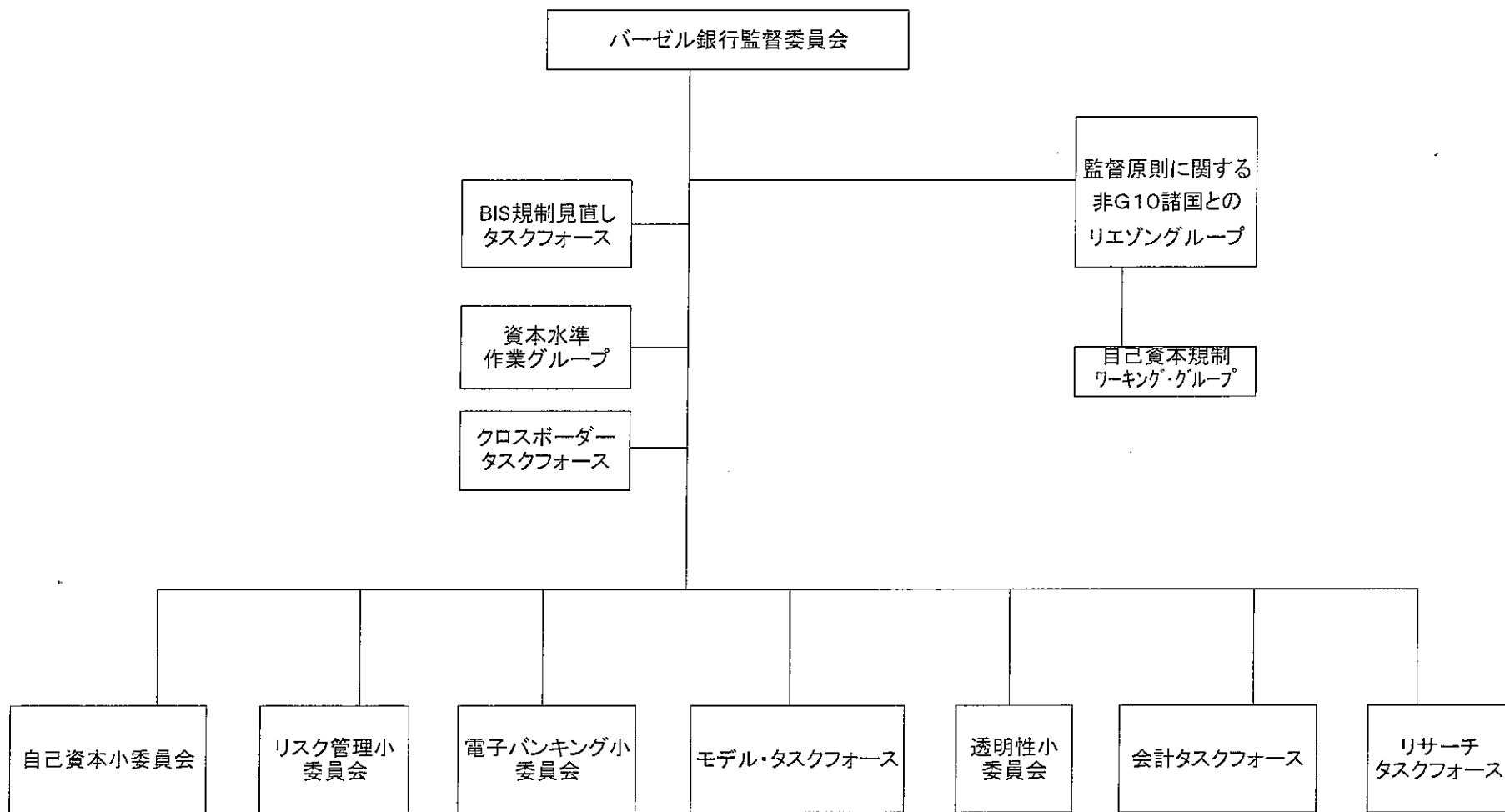


バーゼル銀行監督委員会機構図

2001年5月現在



バーゼル委員会における主要な小委員会・タスクフォースの概要

1. 自己資本小委員会

自己資本比率規制の解釈等自己資本規制全般について検討、見直しを行なうことを目的として設立された。BIS規制見直し作業においては、信用リスク測定に関する標準的手法について検討を行なっている。

2. リスク管理小委員会

銀行のリスク管理及び内部管理に係る監督上の政策・指針等の検討を行い、銀行業界における健全な業務促進を目的として設立された。BIS規制見直し作業においては、その他のリスク、銀行勘定の金利リスク及び適切な自己資本に関する監督上のレビューについて検討を行なっている。

3. 透明性小委員会

透明性小委員会は、市場規律を強化し、市場の安定化と効率性を促進し、銀行監督の有効性と包括性を向上させることを目的としている。BIS規制見直し作業においては、自己資本の構成項目等のディスクロージャーによる市場規律の利用について検討している。

4. 電子バンキング小委員会

電子銀行業の監督行政上の問題について、特に電子バンキングに関連した越境取引問題やリスク管理に着目し、監督上の指針や報告書の作成を検討している。

5. モデル・タスクフォース

市場リスク規制の内部モデル・アプローチにかかる技術的論点の検討を行うために設置され、その後、信用リスクモデルの定量化に係る技術的論点の検討を行っている。BIS規制見直し作業においては、信用リスク測定に関する内部格付手法について検討している。

6. 会計タスクフォース

実効的かつ包括的な監督及び安全で健全なシステムを育成することを目的として設立された。同タスクフォースでは、銀行監督当局の観点から重要と考えられる会計問題を特定化し、国際的な会計の調和に向けた努力に貢献し、銀行における健全な会計実務のための監督上の指針を作成している。

7. リサーチタスクフォース

自己資本比率規制全般にかかる調査研究を行なうことを目的として設立された。BIS規制見直し作業においては、同見直しが銀行に与える影響等についての調査を行なっている。

「B I S 規制」見直し
——第二次市中協議案の概要——

平成 13 年 1 月

「BIS規制」: 経緯と今後の日程

- 現行BIS規制

1988年 バーゼル合意

1993年3月 経過措置終了(邦銀)

- 市場リスク(トレーディング
業務のリスク等)に関する修正

1996年 市場リスク規制公表

1998年3月 適用開始(邦銀)

- 今回の見直し

1998年3月 バーゼル委員会において検討開始

1999年6月 第一次市中協議文書の公表

2000年3月末 上記文書に対するコメント期限

2001年1月 第二次市中協議文書公表

2001年5月末 上記文書に対するコメント期限

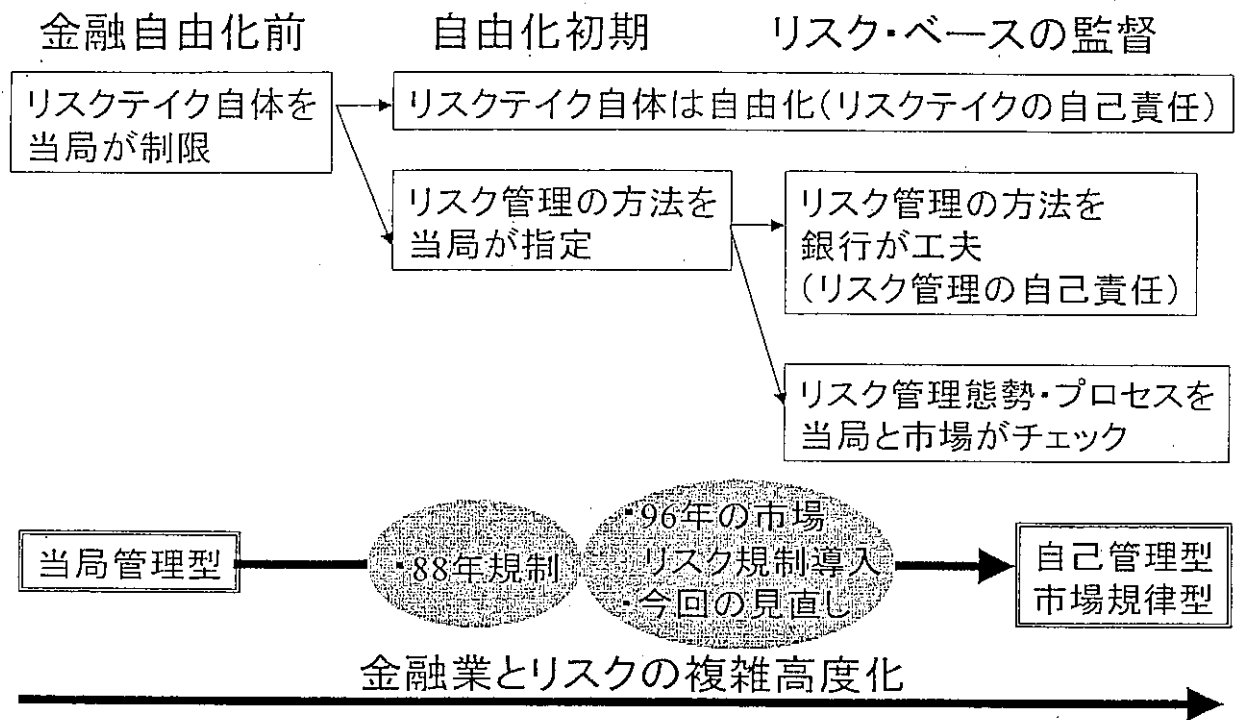
2001年末頃 最終案を公表予定

2004年 見直し基準の適用開始

「BIS規制」見直し 3つのポイント

1. 当局管理型の監督から、自己管理と市場規律を中心とした監督へ
2. 銀行経営上のリスクをより正確に計測
3. 個人・中小企業向け融資の取り扱いを最終案確定までに検討

(ポイントの1) 当局管理型の監督から、
自己管理と市場規律を中心とした監督へ



「BIS規制」見直しの3つの柱

1) 第1の柱

リスク計測の精緻化

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{リスク}} \geq 8\%$$

← この測定を精緻化(外部格付、内部格付)

2) 第2の柱

銀行自身による自己資本戦略の策定

→ 当局によるレビュー(格付手法、与信リスク管理プロセス等)

3) 第3の柱

自己資本構成、格付手法等に関する開示の充実

→ 市場規律

(ポイントの2) リスク(BIS比率の分母)をより正確に計算

信用リスク
(貸し倒れのリスク)

より正確な計測手法を提示
銀行に3つの選択肢

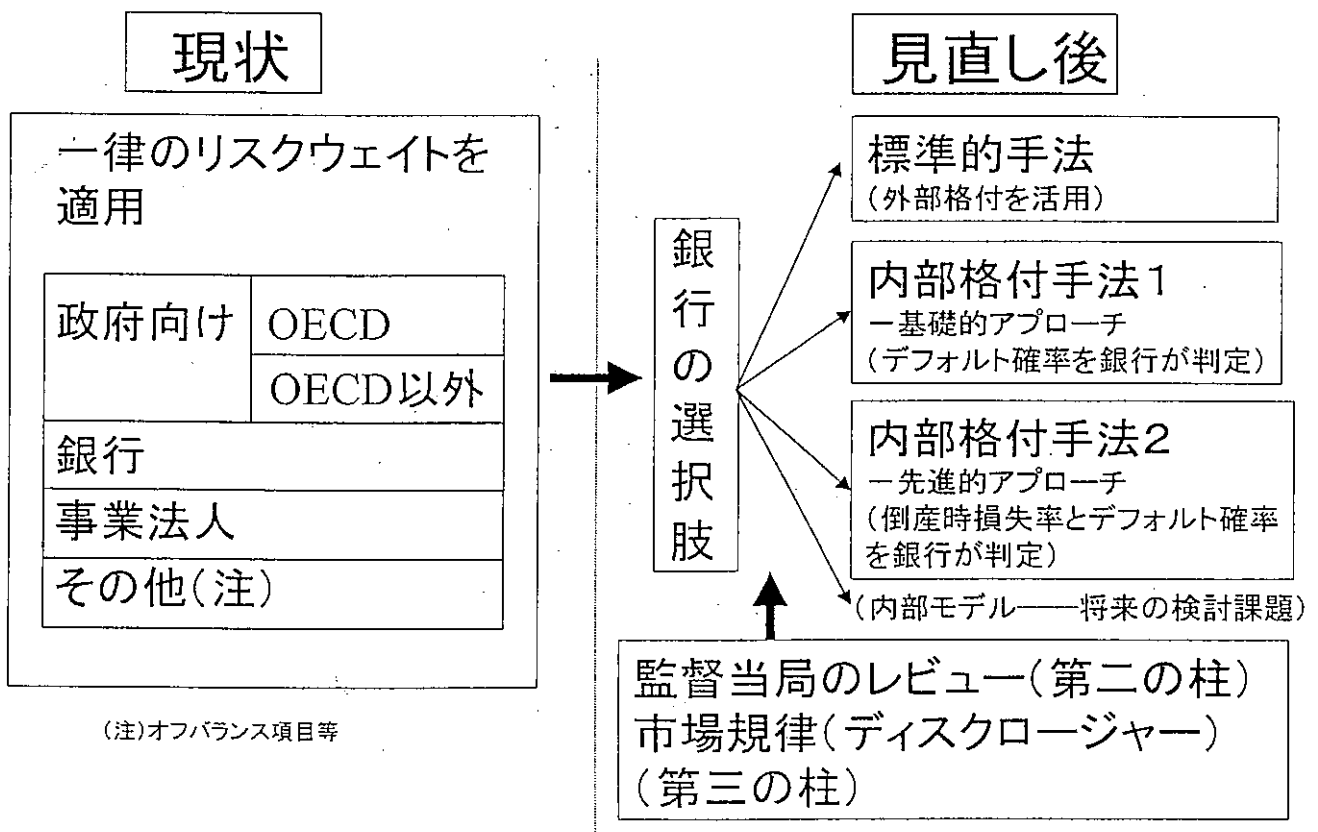
市場リスク
(トレーディング業務のリスク等)

現行規制のまま

オペレーショナル・リスク
(事務事故や不正行為などによって損失が発生するリスク)

新たに計測手法を提示
銀行に3つの選択肢

信用リスク計測の精緻化のイメージ



信用リスク計測の精緻化

(1)標準的手法

(第二次市中協議案)

債権	現行		見直し後						
			AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～BB-	B+～B-	B-未満	未格付
政府(注1)	OECD加盟国 0% その他諸国 100%	→	0%	20%	50%	100%	100%	150%	100%
銀行	OECD加盟国 20%	選択肢1(注2)	20%	50%	100%	100%	100%	150%	100%
	その他諸国 100%	選択肢2(注3)	20%	50%(注4)	50%(注4)	100%(注4)	100%(注4)	150%	50%(注4)
事業法人	100%		20%	50%	100%	100%	150%	100%	

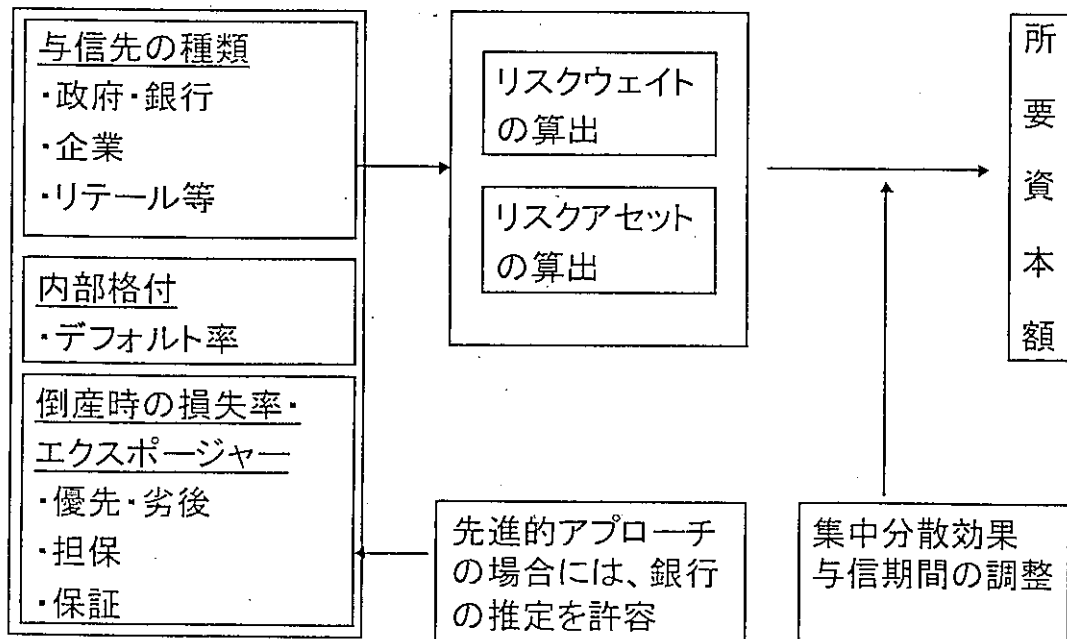
(注1)政府・中央銀行の自国通貨建借入については、当局の裁量により、低いリスク・ウェイトを適用可。

(注2)当該銀行の設立国のソブリンに適用されるリスク・ウェイトに従ってウェイト付け。

(注3)個々の銀行に対する信用評価に従ってウェイト付け。

(注4)原契約期間の短い(例えば3カ月未満の)銀行向け債権には、当該銀行向け債権の通常のリスク・ウェイトに比して一段階低いリスク・ウェイトが適用される。

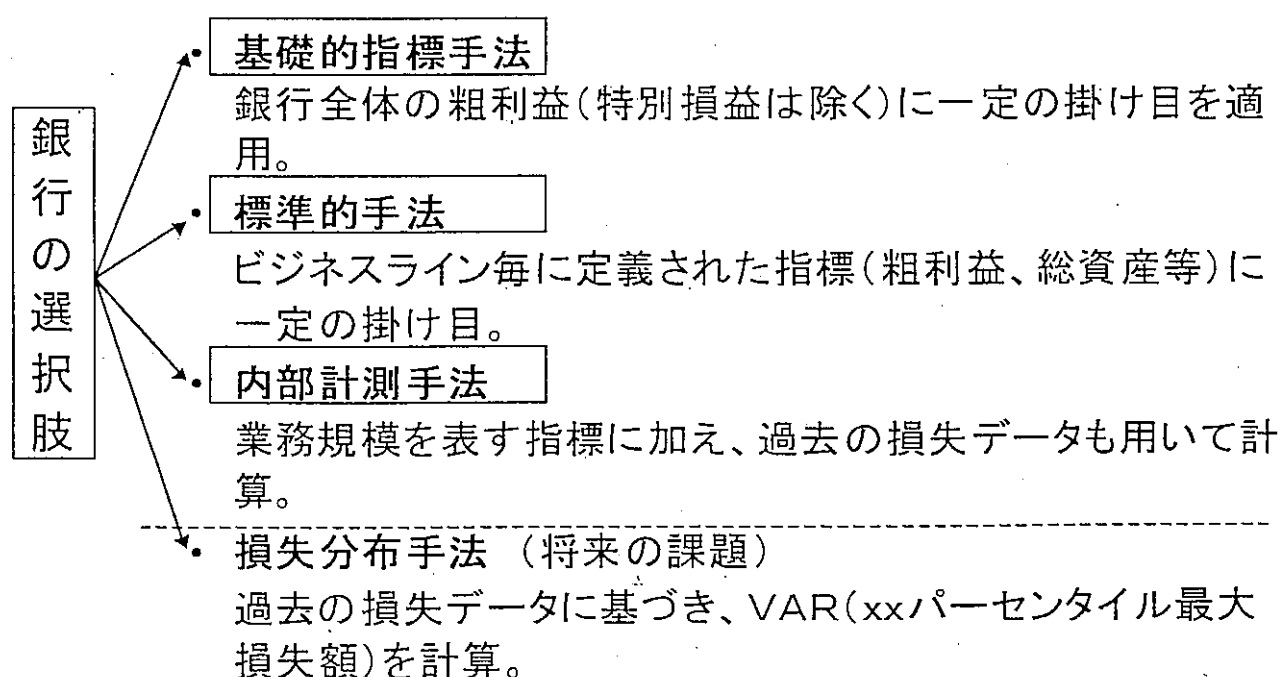
(2)内部格付手法のイメージ



オペレーショナル・リスク(事務事故や不正行為などによって損失が発生するリスク) の計量化

1. オペレーショナル・リスクの増大
業務の高度化、アウトソーシングの拡大、
ITへの依存、訴訟
2. 銀行毎のリスク特性の多様化
信用リスク・市場リスクとオペ・リスクの比重が
銀行によって異なる
3. 信用リスク計測の精緻化にも対応

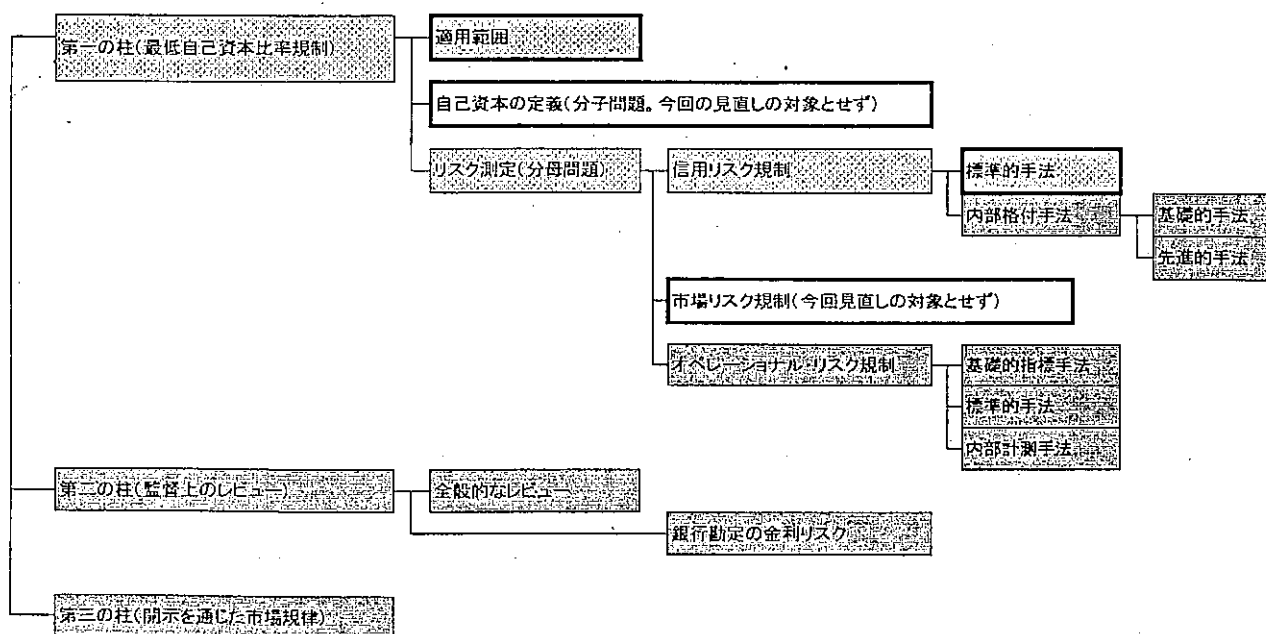
オペレーショナル・リスクの計量化



(ポイントの3) 個人・中小企業向け融資の 取扱い(最終案確定までに検討)

- 個人向け及び中小企業向け融資のうち一定のもの(リテール)の所要自己資本水準を、標準的な融資より小さくできないか検討。
- リテール以外についても、内部格付手法では、小口分散によるリスク削減効果を盛り込む。

(参考) 「BIS規制」見直しの骨格



(注) 太線は現行規制に原型がある部分。
薄い網かけ部分は現行規制の見直しを行っているものであり、濃い網かけ部分は新規に作業を行っているもの。

我が国の現行自己資本比率規制の概要

国際統一基準

$$\frac{\text{Tier I (資本の部)} + \text{Tier II (劣後ローン、有価証券含み益等)}}{\text{国債保有額} \times 0\% + \text{銀行向け与信} \times 20\% + \text{企業向け与信} \times 100\% + \text{住宅ローン} \times 50\%} \geq 8\%$$

(注)更に市場リスク等に関する所要の調整が行われている。

国内基準

$$\frac{\text{Tier I (資本の部)} + \text{Tier II (劣後ローン等。有価証券含み益含まず)}}{\text{(国際基準と同じ分母)}} \geq 4\%$$

「BIS規制」見直し第 2 次市中協議案: Q&A

問1 見直し後の BIS 規制はどのような構成となるのか。

1. 見直し後の姿は、以下の三つの柱からなっている。

第一の柱 最低自己資本比率規制

現行BIS規制に相当する。分子(資本の定義)や最低比率(8%)は現行通りだが、分母(リスク)の計測手法が精緻化される。

第二の柱 監督上の検証

銀行自身に自らの経営の特色とリスクの実状を踏まえた自己資本戦略の策定を求め、その内容を当局が検証していく。

第三の柱 市場規律

銀行に対し、リスクや資本構成の開示(ディスクロージャー)を求め、それを通じて市場規律の実効性を高める。

2. 第一の柱(最低自己資本比率規制)に関しては、以下の二点がポイントとなる。

信用リスク計測の精緻化

銀行に、標準的手法と内部格付手法のうちから選択することを認める。

標準的手法 格付会社の格付などを利用して借り手の信用リスクを評価する方法。現行規制に比較的近い内容。

内部格付手法 銀行が内部管理のために行っている格付を利用して、借り手の信用リスクを評価する方法。このなかでも、更に、基礎的なものと先進的なものの選択を認める。

オペレーショナル・リスクの計測

事務事故や不正行為によって損失が生ずるリスクについても、複数の計測手法を提案、銀行の選択にゆだねることとしている。

問2 なぜ見直しが必要なのか。

1. 1988年(昭和63年)に現行のBIS規制ができて既に10年以上を経ており、現状にそぐわない面が出てきたためである。
2. 具体的には、以下のような点が主な理由である。
 - (1) 銀行の抱えるリスクが複雑化、高度化する中で、金融システムの安定を確保するためには、規制で最低自己資本比率を課すだけでなく、銀行自身の内部管理や、市場規律に重点を置いていく必要が高くなったこと。
 - (2) 銀行の業務内容やリスク管理の手法が多様化する中で、すべての銀行に同じリスク計測手法の採用を求め続けるならば、却ってリスク管理の向上の妨げとなりかねないことから、多様な選択肢を提供する必要が高くなったこと。
 - (3) 現行規制では、リスクの把握が大雑把であるため、取引に歪みを生じる例もでてきた。また、オペレーショナル・リスクのように、現行規制では十分把握できないリスクの重要性も増してきた。このため、リスク計測を精緻化する必要が高くなってきたこと。

問3 日本の金融当局としては、どのような点を主張してきたのか。

1. 主な点を例として挙げれば以下の通り。
 - 我が国の金融機関の内部管理手法の実態等を考慮し、一律の規制を見直し、多様なリスク管理手法をできるだけ活用できるものとすること
 - 小口貸付のリスク分散効果など、個人向け融資、中小企業融資の特性を考慮した取扱いを盛り込むこと
- (注) その他、次のような点が挙げられる。
- (1) 邦銀の事務の正確性が十分に反映されるようなオペレーショナル・リスク計測手法を選択肢の一つとして盛り込むこと
 - (2) 内部格付手法において、不動産担保によるリスク削減効果を盛り込むこと
 - (3) 標準的手法において、格付のない借り手に対する融資の扱いを現状より厳しくしないこと
 - (4) 標準的手法において、国の格付については、格付会社によるものだけではなく、OECDの基準に沿って輸出信用機関(わが国の場合は国際協力銀行や貿易保険)などが公表している格付も利用できることとすること

2. これらの点が最終案に盛り込まれることとなるか否かについては予断を許さないものの、第2次市中協議案にはこうした点も盛り込まれたところである。

問4 邦銀への影響についてどうみているのか。

1. 見直し後のBIS規制では、銀行は、標準的手法と内部格付手法のうちから、自らに適した手法を選択することとなる。
2. 標準的手法についていえば、格付のない企業に向けた融資の扱いが現行どおりとされていることなどに鑑みれば、現状の規制と大きな隔りは想定しがたい。
3. 他方、内部格付手法については、定義や計数に未確定なところも多いが、銀行の資産内容等の違いによるリスクの違いがより正確に自己資本比率に反映されるようになるものと見込まれる。
4. 国際金融市場で中心的な役割を果たすことを目指す銀行については、市場や外国当局から、内部格付手法の利用が期待されるものと見込まれる。当局としては、我が国の銀行業の実態に即した内部格付手法となるよう、今後ともバーゼル委員会での働きかけを続けていく考えであるが、国際的に活躍する主要行などにおいても、今後2004年の見直し適用開始までの時間を活かし、積極的な対応に努めていくことが必要になるものとする。

問5 見直しによって貸し渋りが生じることはないか。

1. 第2次市中協議案では、平均的な自己資本の負担水準については、軽くも重くもしないとの方針が示されている。
2. また、個人向けや中小企業向け融資について、その特性を考慮した取扱いを最終案策定までに盛り込む、との方針も示されている。
3. 以上のようなことから、今回の見直し自体が貸し渋りの原因となるとは考えていない。
4. 現状では、一部定義や計数に未確定なところがあるが、当局としては、上記のような方針に沿った最終案となるよう今後ともバーゼル委員会での働きかけに努めて参りたい。

問6 個人向けや中小企業向けの融資についての配慮として、どのような内容が検討されているのか。

1. 見直し後のBIS規制では、銀行は、標準的手法と内部格付手法のうちから、自らに適した手法を選択して適用することとなる。
2. 内部格付手法では、民間向け貸し出しをリテールとそれ以外の企業向け融資に分け、前者の所要自己資本の水準を後者に比べ低くする案が示されている(注:例として半減案を提示)。また、リテール以外の企業向け融資についても、小口貸付のリスク分散効果を反映させるための指標の導入が提案されている。
3. 標準的手法については、内部格付手法における今後の検討の進展を踏まえ、リテールの所要自己資本額を軽減する可能性を検討していくこととされている。
4. リテールの定義などを含め、第2次市中協議案には未確定なところも多いが、小口分散によるリスク削減効果については、これまでもわが国当局が中心となって主張してきたところであり、今後ともこうした考え方が最終案に反映されるよう努めてまいりたい。

問7 今回の見直しの地域金融機関や協同組織金融機関に与える影響如何。今回の見直しは国内基準にもそのまま適用するのか。

1. 我が国の自己資本比率規制は、国際的に活動している金融機関(現在 28 行庫)を対象とした国際統一基準と、その他の金融機関(地銀の多く、第二地銀、信金、信組)を対象とした国内基準からなっている。
2. 今回のBIS規制の見直しは、もっぱら分母の計算にかかるものであるが、現行の国内基準は、分母の計算の仕方については、BIS規制にそのまま準拠した形となっている。
3. 今回の見直しを、国内基準にどのように適用するかについては、見直しの最終案を見極めつつ判断すべき問題と考える。

問8 今回の見直し案では、銀行の株式保有のリスクについてはどのように扱われているのか、と問われた場合。

1. 標準的手法においては、銀行の保有株式のリスク・ウェイトは、現行規制同様、100%とされている。
2. また、内部格付手法においては、今後複数の手法を検討し、その中から保有実態等に即した手法を適用していくこととされているが、具体的な内容については今後の検討に委ねられている。ただし、保有株式のうちキャピタルゲインを得ることを主目的としないものについては、融資の取り扱いと同様の枠組みで取り扱う方向が示されており、この方向で最終案が固まれば、邦銀の政策投資株式ポートフォリオ全体としての所要自己資本額が現状より高くなることにはならないと見込まれる。

(参考)

内部格付手法における株式の取り扱い(第二次市中協議案内の暫定案)
保有目的に応じ以下のいずれかの手法を使用する。

①デフォルト確率(PD)とデフォルト時損失率(LGD)に基づく手法(融資の
取り扱いと同様の手法)

保有目的

キャピタルゲインを主目的にせず、融資先のより適格な情報把握を目的とした投資など(例えば本邦における政策投資など)

②マーケット・リスク/ストレステストに基づく手法

保有目的

キャピタルゲインを主目的とした投資(例えばベンチャー・キャピタル投資など)

問9 今回の見直し案では、政府向け与信についても国別の格付に応じリスク・ウェイトが決められるとのことであり、日本国債が格下げになった場合、大きな影響が生じるのではないか。

1. 今回の見直し案では、格付がAA格以上の国のリスク・ウェイトは0%とされており、日本国債のリスク・ウェイトは引き続き0%となる。
2. また、今回の見直し案では、各国当局の裁量についても定められており、例えば日本当局は自らの判断で円建ての日本国債については、格付にかかわらずリスク・ウェイトを0%にすることができるとされている。
3. 従って、日本国債の格付が変化する場合を仮に想定しても、今回の見直し

を理由に大きな影響が生じることは考え難い。

(参考)

○バーゼル銀行監督委員会

日、米、英、独、仏、加、伊、スイス、スウェーデン、蘭、白、ルクセンブルグ、スペインの 13 ヶ国の銀行監督当局と中央銀行からなる委員会。BIS(国際決済銀行、本部バーゼル)が事務局を務めているが、BIS自体からは独立して意思決定を行っている。現在の議長はニューヨーク連銀のマクドナー総裁。1975年に創設された。

○BIS規制

国際的に活動する銀行の自己資本比率に関する国際統一基準。国際的な金融システムの健全性の強化と、国際業務に携わる銀行の間の競争上の不均衡の軽減を目的として、1988年にバーゼル委員会で取り決められた。一定の方式で計算されたリスクアセット(例えば、現行規制では、企業向けの貸付けは一律 100%と評価、国債保有は0%等)の合計と、自己資本の間の比率が、8%以上であることを求めている。